

税の申告



町民税・国民健康保険税と所得税の申告の時期が近付いてきました。町では、住民税と所得税の申告の受付を下記の日程で行います。

「申告のお知らせ」は2月上旬に郵送

住民税の「申告のお知らせ」を、2月上旬に役場税務住民課からハガキでお送りします。税務署から確定申告の用紙やハガキが送付されている人には役場税務住民課からはお送りしませんので、下記の申告会場及び日程を参考にしてください。

●住民税の申告をしなければならない人

町内に住所がある人は、原則として申告をしなければなりません。ただし、税務署で確定申告をした人や前年中の所得が給与か公的年金のみである人は、申告の必要はありません。この場合でも、医療費控除などの諸控除を受けようとする人は、そのための申告が必要です。

申告に必要な書類は…

- ①平成21年中の収入や所得の分かる書類（年金や給与の源泉徴収票、事業所得がある人は既に計算している収支内訳書など）
- ②国民年金保険料の納付額が確認できるもの（社会保険料（国民年金保険料）控除証明書）
- ③生命保険や地震保険などの払込証明書（申告用）
- ④印かん
- ⑤役場税務住民課から送付する「申告のお知らせ」

申告の際の注意

- ①「申告のお知らせ」が複数届いている世帯は、どなたかがまとめて代理申告できます
- ②給与収入のみの人で、職場で年末調整をされている人は、申告する必要はありません
- ③医療費控除を受けようとする人は、前年中の医療費の明細書（医療費は事前に個人別・病院別に計算しておいてください）、事業所得（商店、農業など）や不動産所得がある人は収支内訳書（収入金額や必要経費の計算書）を作成して申告してください。医療費の明細書や収支内訳書は役場税務住民課に備え付けてあります

●問い合わせ

役場税務住民課税務班
☎ 42局 2111 番まで（内線 233・234）

確定申告と納税は 2月16日から3月15日まで

事業を営んでいる人や給与以外に収入のあるサラリーマン、地代や家賃収入などがある人は、確定申告をしなければなりません。今年の確定申告と納税は、2月16日から3月15日までです。毎年、申告期限間近になると税務署の窓口が混雑しますので、申告はできるだけ早い時期に済ませてください。

また、確定申告で分からないことがあるときは、税務署などの相談会場で申告書作成のアドバイスをしていますので、必要な書類などを準備してご相談ください。

還付申告の受付は 1月から始まっています

所得税の確定申告の受付は2月16日からですが、還付を受けるための申告は、1月から直方税務署で受け付けています。

自宅やオフィスから 申告や納税などができます

国税庁では、自宅やオフィスからインターネットを利用して簡単に申告や納税などができる国税電子申告・納税システム（e-Tax）を運用しています。これを利用すると、今まで書面で行われていた手続きをインターネットを利用して行うことができます。利用するためには、事前に開始届出書を提出していただく必要がありますので、税務署までお問い合わせください。

- e-Tax でできる手続き ①申告（所得税、法人税、消費税など）②申請・届出など（青色申告の承認申請など）③全税目の納税

● e-Tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

●問い合わせ

直方税務署 ☎ 22局 0880 番まで

申告会場及び日程

申告会場は中央公民館とくらの郷の2か所です。
お間違えのないようご注意ください。



申告される人は、最寄りの会場においてください。

中央公民館 (第1研修室)

受付時間
午前 9:00～11:30
午後 1:00～ 4:00

- 2月16日(火)
- 2月17日(水)
- 2月18日(木)
- 2月19日(金)
- 2月22日(月)
- 2月23日(火)
- 2月24日(水)
- 2月25日(木)
- 2月26日(金)
- 3月 1日(月)

くらの郷 (機能訓練室)

受付時間
午前 9:00～11:30
午後 1:00～ 4:00

- 3月 2日(火)
- 3月 3日(水)
- 3月 4日(木)
- 3月 5日(金)
- 3月 8日(月)
- 3月 9日(火)
- 3月10日(水)
- 3月11日(木)
- 3月12日(金)
- 3月15日(月)